

○白石町ごみ減量化対策事業補助金交付要綱

平成19年3月16日

告示第6号

改正 令和2年3月30日訓令乙第66号

令和3年12月20日訓令乙第68号

(趣旨)

第1条 町長は、年々増え続けるごみの減量化対策として、家庭で処理できるごみは家庭で処理することによって、ごみの搬出量を少なくすることにより、最終埋立処分場の延命化を図るとともに、経費の節減を図るため、生ごみ処理器等の購入者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、白石町補助金等交付規則（平成17年白石町規則第45号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象及び補助率)

第2条 補助の対象となる経費及びこれに対する補助率は、次表のとおりとする。

対象経費	補助率
ごみの減量化対策として取り組まれる「生ごみ処理器等」の購入等に要する1回あたりの経費	対象経費の3分の1以内（100円未満の端数は切り捨てる。）ただし、2万円を限度とする。

2 補助の対象は、町内一般家庭及び自治公民館とする。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

(補助金の交付決定)

第4条 町長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金交付申請書記載事項の変更等)

第5条 前条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

(1) 補助金交付申請書の記載事項に変更が生じた場合

(2) 補助事業を中止しようとする場合

(交付決定の取消し等)

第6条 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第3号のとおりとする。

第7条 町長は、交付した補助金が適正を欠くと認めたときには、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の白石町ごみ減量化対策事業補助金交付要綱（平成5年白石町訓令甲第1号）、福富町ごみ減量化対策事業補助金交付要綱（平成12年福富町告示）又は有明町ごみ減量化対策事業補助金交付要綱（平成11年有明町要綱第3号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年3月16日告示第6号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年訓令乙第87号）

この要領は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日訓令乙第66号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月20日訓令乙第68号）

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

白石町長 様

申請者 住 所

氏 名

白石町ごみ減量化対策事業補助金交付申請書

白石町ごみ減量化対策事業補助金交付要綱に基づき、 年 月 日に購入いたしましたので領収書及び設置写真を添付の上、補助金の交付を申請します。

	購 入 数	購 入 金 額	補 助 金 額
生ごみ処理器(機)			

様式第2号(第4条関係)

白石町指令 第 号
年 月 日

様

白石町長

補助金交付決定通知書

白石町ごみ減量化対策事業補助金交付要綱に基づき、 年 月 日に申請されました同補助金について、次のとおり決定しましたので通知いたします。

	購入数	購入金額	補助決定額
生ごみ処理器(機)			

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

白石町長 様

申請者 住 所
氏 名 ㊟

白石町ごみ減量化対策事業補助金交付請求書

平成 年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった白石町ごみ減量化対策事業補助金のうち、下記金額を交付されるよう白石町補助金等交付規則及び白石町ごみ減量化対策事業補助金交付要綱の規定により請求します。

記

1 請求額 金 円

2 振込先

金融機関	銀行 農協	支店	(普通・営農)
口座番号		フリガナ 口座名義	

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第6条関係)